

投資信託のコスト⑥信託財産留保額



- 信託財産留保額とは、投資信託の購入時や解約時にファンドの有価証券等の購入や売却に伴う費用を賄うため、ファンドに留保される金額
- 信託財産留保額は投資家間の公平性を図るため、ファンドに留保され受益者共有のものとなる
- 信託財産留保額は長期投資をする受益者にとっては設定されている方がメリットが大きい制度

信託財産留保額とは

今回は投資信託の信託財産留保額についてご説明します。信託財産留保額とは、ファンドに資金の流入や流出があった時に、ファンドに組み入れる有価証券等の購入や売却に伴う費用を賄うため、ファンドに留保される金額です。これは投資家間の公平性を保つための仕組みであり、信託財産留保額はファンドに留保されるため、受益者共有のものとなります。全てのファンドで信託財産留保額が徴収されるわけではなく、ファンドによっては徴収されないものもあります。

それではどうして信託財産留保額が必要なのでしょう。解約時に信託財産留保額がかかる株式に投資するファンドを例に考えてみましょう。信託財産留保額は、「換金申込受付日の翌営業日（約定日）の基準価額に0.4%の率を乗じて得た額とします。」、というように目論見書等に記載されています。株式を保有している投資信託では、解約による資金の流出に伴い株式を売却し、現金を用意する必要があります。信託財産留保額は、この売却に伴う手数料等の費用を賄うために徴収されるものです。

もし信託財産留保額が徴収されなければ、解約する人のために現金を用意するコスト（株式の売却手数料等）をファンドの受益者全員で負担することになり、ファンドを長期保有する人は先に解約していく人のために発生するコストをずっと負担し続けることとなります。投資信託のコストの一種である信託財産留保額が徴収されないファンドの方がコストが安くいい、というご意見もありますが、実は投資信託を長期保有する受益者にとっては信託財産留保額が設定されている方がいい、ということになります。

なお、解約時の資金流出に伴う換金に取引費用がかかるということは、実際には申込時にも資産の組入れに伴う取引費用が発生します。株式の売買手数料も為替手数料も売る時だけかかって、買う時はかからないということはありません。ですから投資信託の申込時に追加設定時信託財産留保額を徴収するファンドもあります。

自分で負担する？ or 他人に負担させる？

信託財産留保額は資金の流出入に伴う取引費用を負担するために徴収され、ファンド内に留保されます。販売会社や運用会社等は受け取っていません。

信託財産留保額の有無は「自分の分だけを支払うか」または「自分が出入りする際の手数料を他の人達に負担してもらい代わりに、自分が保有している期間中に他の出入りする人達の分の手数料を負担し続けるか」との違いです。つまり長期投資をする受益者にとっては設定されているメリットが大きいのです。

このように信託財産留保額は、中長期投資という投資信託の本来の目的で投資する受益者のために、受益者間の不公平を低減するために設定するものです。

当資料をご利用にあたっての注意事項等

- 当資料はピクテ投信投資顧問株式会社が作成した資料であり、特定の商品の勧誘や売買の推奨等を目的としたものではなく、また特定の銘柄および市場の推奨やその価格動向を示唆するものでもありません。
- 運用による損益は、すべて投資者の皆さまに帰属します。
- 当資料に記載された過去の実績は、将来の成果等を示唆あるいは保証するものではありません。
- 当資料は信頼できると考えられる情報に基づき作成されていますが、その正確性、完全性、使用目的への適合性を保証するものではありません。
- 当資料中に示された情報等は、作成日現在のものであり、事前の連絡なしに変更されることがあります。
- 投資信託は預金等ではなく元本および利回りの保証はありません。
- 投資信託は、預金や保険契約と異なり、預金保険機構・保険契約者保護機構の保護の対象ではありません。
- 登録金融機関でご購入いただいた投資信託は、投資者保護基金の対象とはなりません。
- 当資料に掲載されているいかなる情報も、法務、会計、税務、経営、投資その他に係る助言を構成するものではありません。